

広東省環境保護条例が7月から施行

中国の改正環境保護法が2015年1月1日から施行されたのに合わせ、地方レベルで初の改正環境条例が広東省で7月1日から施行された。環境保護や公害の防止などを目的とした同条例は環境汚染企業に対して重い罰金を科し、広範囲での汚染など深刻な事案には裁判所を設置し対処するなど厳しい対応が取られるとみられる。

広東省環境保護条例（注.1）は2004年の施行後、十数年が経過したが、条例の執行にあたっては「（企業が）規定に従わず、（当局が）違法行為を追及できず、権力が法に代わる」という問題が顕在化している。省政府による監督・検査が厳しく行われてきたが、企業の違法排出行為は繰り返され、時には被害を伴う汚染事件が発生している。その背景的要因としては、行政によるモニタリングに限界あり、罰則が軽く且つ経済発展を優先とする地方保護主義などが指摘される。7月1日から施行される改正広東省環境保護条例（以下、改正条例）により現行法の執行状況は改善されると期待されている。

汚染行為への罰則を強化

中国の改正環境保護法では、汚染物質を違法排出した企業や経営者が違法行為の停止や是正要求を拒否した場合、執行期限を1日過ぎるごとに罰金が積み上がる仕組みだ。

地方法規は、環境保護の需要に基づき、「取締りの対象となる違法行為の種類を増やすことができる」としている。これに基づいて、広東省の改正条例は日数ごとに罰金が加算される違法行為について、次のとおり6項目追加している：①汚染物質の違法排出、②未許可での汚

染防止設備の除去、③重点排出企業が環境情報を事実どおり開示しない、④汚染物質の集中処理施設が正常に機能しない、又は環境保護部門の許可なく運行を休止する、⑤環境影響評価（環境アセスメント）の作成が必要な建設プロジェクトでも、同評価書類を提出せず、許認可を取得しないまま建設を着工する。

また、汚染物質を排出する企業に対しては、（i）社内で環境保護責任制度を確立し、環境保護に関する責任者および関係社員（総経理など会社役員に限定しない）の責任を明確化し、社内に環境保護組織または専任者を配置、（ii）環境保護管理制度と汚染防止設備の操作マニュアルを制定、（iii）生産過程が環境保護の関連規定と技術規範の要求に合致することを保証、（iv）環境保護に関する記録管理台帳を設置することなどが義務つけられている。改正条例では汚染物質の違法排出企業に対して、期限内に是正を命じるほか、詳細な罰金、生産停止、閉鎖命令などの罰則を定めている。主な罰則は以下のとおり：

① 汚染物排出許可証を取得しないまま汚染物質を排出する場合、即時に排出を停止するとともに、10～20万円（1元＝約20円、約200～400万円）の罰金を科する。汚染物の排出停止を拒否する場合、生産停止、工場の閉鎖を命じる。

② 汚染物質排出証の記載どおりに汚染物質を排出しない場合、10～20万円の罰金を科する。記載どおりに排出せず、環境に大きな影響をもたらす場合、同排出証を取消し、生産停止、工場の閉鎖を命じる。

③ 排出基準を超えて汚染物質を排出する、または重点汚染物質の総量規制を超えて排出する場合、生産制限または停止、汚染のレベルが嚴重の場合は閉鎖を命じる。

④ 汚染防止施設設備の運行、メンテナンス及び汚染物質排出状況を記載する管理台帳を設置しない場合、2～5万円の罰金を科す。

⑤ 汚染防止装置を許可なく除去した場合、水質汚染の防止装置なら汚水排出費の2～3倍の罰金、騒音の防止装置なら5～10万円の罰金を科し、大気汚染の防止装置なら関係法により処罰する。

⑥ 汚染物の排出申請手続き又は変更手続を規定どおりに行わない場合、5～10万円の罰金を科する。

⑦ 重点汚染物排出企業はその主な汚染物質の名称、排出方式、濃度、総量、基準超過排出状況、汚染防止設備の運行状況など環境情報を開示しなければならない。これらを開示しないまたは事実どおりに開示しない場合、10～20万円の罰金を科す。

⑧ 汚染物質の排出口を規定どおりに設置、管理しない場合5～10万円の罰金、是正期限を過ぎても改善しない場合は20～50万の罰金、程度が嚴重な場合は操業停止、工場の閉鎖を命じる。

⑨ 汚染物の排出口の設置場所に企業名称、排出物質などを明記したプレートを付けない場合は2～5万円の罰金。

⑩ 許可された排出口以外のところから汚染物質を排出する場合、5～10万円の罰金を科し、嚴重な場合、操業停止、工場の閉鎖を命じる。

⑪ 環境評価をせず建設に着工した場合、10～20万円の罰金を科し、原状回復を命じる。

また、違法な排出により汚染事件を引き起こした場合には厳罰を科す方針であり、企業に対し一般事件（注.2）と比較的嚴重な汚染事件の場合は直接損失額の20%に相



当する罰金を科す。損失額が確定できない場合は、一般事件は10万円、比較的嚴重な事件は30万円の罰金を科する。と同時に、主要責任者と直接的な責任がある従業員に対しては前年度に得た収入の20%に相当する罰金を科す。重大な環境汚染または極めて重大な環境汚染事件を引き起こした場合、企業に対して直接的な経済損失の30%に相当する罰金を科す。直接的な経済損失が算出できない場合、重大な環境汚染事件は100万円、極めて重大な環境汚染事件には300万円の罰金を科す。主要な責任者と直接的な責任がある従業員にも罰金が科され、前年度に得た収入の50%に相当する金額を支払う必要がある。

公安と連携し取締りを強化

汚染された水や大気は広範囲に拡散するため、行政によるモニタリングに限界があり、経済発展を優先とする地方保護主義もあって、抑制が困難となっている。その対策として、改正条例では行政区域を跨いで引き起こされる環境汚染に対して、専門の裁判所を設けて対応する新しい仕組みを導入している。

また、環境保護部門は行政機関であり、環境汚染が疑われる企業に対して調査を行う際に、調査担当者に強い権限がなく、現場に入れない、責任者に会わせないなどの妨

害行為に対し無力で、証拠確保が困難となるケースが多かった。その対策として、改正条例では環境保護部門が関連部署と合同して調査を行うことができ、各自の職権の範囲内で環境汚染の違法行為に対処することができる。

2015年3月11日付「南方日報」によれば、広東省各地では「環境保護警察」の編成が検討されており、環境保護部門が調査を妨害された場合は公安部門が介入できるようにしたほか、環境保護部門が事前に介入を依頼することも可能となる。

広東省環境保護庁の陳敏副庁長によると、佛山市の南海、順徳の両区、スワトウ市の潮陽区、肇慶市の公安局は2014年から「環境保護警察」である環境犯罪専門チームを編成し、機能してきた。これらが摘発したケースは①重金属、危険廃物の排出量が3トンを超えた、②重金属、持続的有機汚染物質の排出量が基準の3倍に達した、③認可されていない排出口から汚染物質を排出した事案など3件に上っている。広州市でもこうした流れを受けて、環境保護警察の編成が検討されている。

一部の企業には商機拡大も

広東省の改正条例は、場合により、現地の進出日系企

業の生産活動に大きな影響を与える可能性がある。広東謝宏法律事務所の謝宏代表は、「企業の違法排出により汚染事件が発生すれば、企業のみならず、企業の責任者個人に対し処罰が科せられる」という。

一方、規制強化により、環境関連の企業にはビジネスチャンスが広がると期待される。改正条例第5章によれば、環境保護に係る歳出額の増加だけではなく、企業などによる融資体制の構築や、②排出枠の有償取引制度、③環境汚染責任保険の実施などが検討されている。

(注.1) 広東省環境保護条例については、以下URLを参照。
http://www.gdep.gov.cn/zcfg/dfagui/201501/t20150116_198370.html

(注.2) 環境保護部の規定により、汚染事案は緊急性と重大性により極めて重大（Ⅰ級）、重大（Ⅱ級）、比較的重大（Ⅲ級）、一般（Ⅳ級）と区別される。詳しくは以下URLを参照。

http://www.mep.gov.cn/ztbd/rdzt/gwy/wj/201502/t20150204_295456.htm

【出所】 2015年7月8日付ジェット口通商弘報記事を本誌掲載用に修正。

